平成２１年（フ）第１４号
鳥取県西伯郡伯耆町二部1548番地
債務者　伊達　純男
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１６７号
鳥取県米子市車尾５丁目13番32号
債務者　二井内朱美
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第４９５号
広島市東区福田２丁目4299番地１、申立時の住所広島市東区福田４丁目2988番地の３
債務者　大庭　利明
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４９６号
広島市東区福田２丁目4299番地１、申立時の住所広島市東区福田４丁目2988番地の３
債務者　大庭　弘子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第７０１号
広島県山県郡北広島町志路原228番地
債務者　柳井　孝一
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０６９号
広島県山県郡北広島町春木1383番地１－１棟308号
債務者　山下友起子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０８９号
広島市南区段原南１丁目25番21号
債務者　三成　洋美
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１３５号
広島県大竹市玖波６丁目２番16号
債務者　森下　裕子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１５２号
広島県三原市大和町和木860番地１
債務者　落谷　昌江
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１８４号
広島市東区矢賀３丁目８番16―302号　正田ビル
債務者　濱本健児郎
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２３０号
広島県山県郡北広島町志路原228番地
債務者　柳井　品子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２５０号
広島市安芸区瀬野１丁目31番８号
債務者　小杉　花子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２６４号
広島市東区馬木９丁目11番23号
債務者　小畠　朋員
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３４８号
広島市佐伯区藤の木２丁目17番24号
債務者　松岡　俊之
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３４９号
広島市佐伯区藤の木２丁目17番24号
債務者　松岡　千年
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３５０号
広島市安佐南区八木９丁目20番12―302号
債務者　菅原　千春（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３６２号
広島市安芸区中野２丁目62番３―304号
債務者　藤沢　昌美（旧姓竹林）
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３７０号
広島市安佐南区上安２丁目35番10―509号
債務者　岩谷チヅエ
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
広島地方裁判所民事第４部